

専 決 処 分 事 項 の 承 認 に つ い て

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 28 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

専 決 処 分 書

令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙の  
とおり専決処分をする。

令和7年3月31日

鹿沼市長 松 井 正 一

令和 6 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 3 号)

令和 6 年度鹿沼市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 19,781 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,471,529 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款       | 項         | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 3 繰入金   |           | 382,978   | △23,071 | 359,907   |
|         | 1 一般会計繰入金 | 382,978   | △23,071 | 359,907   |
| 5 諸収入   |           | 5,668     | 3,290   | 8,958     |
|         | 3 雑入      | 5,566     | 3,290   | 8,856     |
| 歳 入 合 計 |           | 1,491,310 | △19,781 | 1,471,529 |

歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 1 総務費   |         | 108,069   | △6,080  | 101,989   |
|         | 1 総務管理費 | 102,614   | △6,080  | 96,534    |
| 4 予備費   |         | 18,701    | △13,701 | 5,000     |
|         | 1 予備費   | 18,701    | △13,701 | 5,000     |
| 歳 出 合 計 |         | 1,491,310 | △19,781 | 1,471,529 |